

第3章 指定NPO法人制度（解説）

指定手続き等の概要

NPO法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満し、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動促進法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談 (任意)

- ◎指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
- ・指定を受けるための基準については、P33～51をご確認ください。

申請書提出

- ◎市に指定申出書を提出してください。
- ・申請手続きにつきましては、P55～95をご確認ください。
- ・申請様式につきましては、「様式集」P55～95をご確認ください。

実態確認等

- ◎市の担当者が実態調査を行う場合があります。
- ・確認させていただく資料（例）につきましては、P52をご確認ください。

条例提案

- ◎指定要件に適合する法人について、当該法人を指定するため、条例改正を議会に提案します。

～指定NPO法人～

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人として、網走市の条例で法人の名称及び主たる事務所の所在地を定められたNPO法人をいいます（地方税法314の7）。

変更の届出 (P99参照)

- ◎ 指定NPO法人は、法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地、事業の概要、役員の氏名・住所、定款に変更があった場合には、その旨を記載した届出書（添付書類を含みます。）を市長に提出しなければなりません（要綱10）。

情報公開 (P100-101参照)

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等指定等申請書の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させるとともに、うち一部の書類についてインターネットにより公開しなければなりません（要綱11、12）。

役員報酬規定等の提出 (P97～98参照)

- ◎ 指定NPO法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績及び海外送金等（2百万円超）の提出書を市に提出しなければなりません（要綱13）。

1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

(1) 指定を受けようとする場合

- ① 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、要綱で定めるところにより、次のア～ウの書類を添付した申出書を市に提出し、指定を受けることとなります（要綱3）。

（注）申出書及び添付書類については、様式例P55～95をご覧ください。

ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人又は主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（要綱2④）。詳しくは、「参考1（実績判定期間）」（P30）を参照してください。

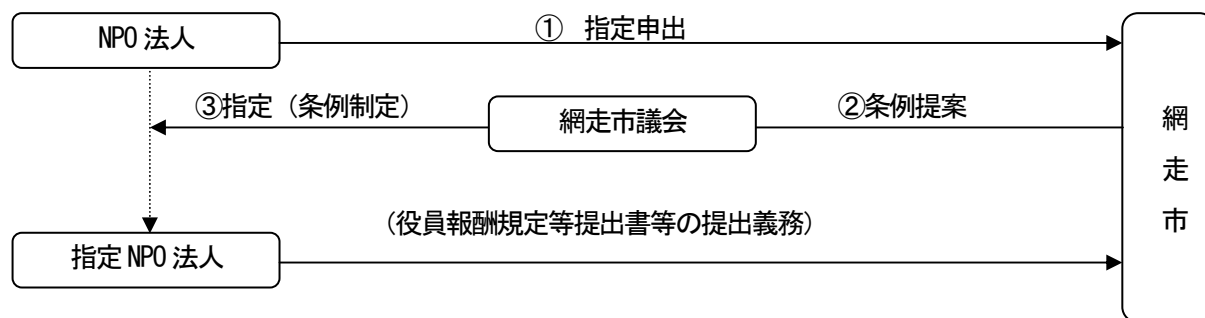
（注）要綱第4条第1項第2号ウ～オの基準に適合する法人は、添付の必要はありません。（要綱3②）

イ 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注）指定の各基準についてはP33～49を、欠格事由についてはP50～51をご覧ください。

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- ② 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（要綱4（10））。
- ③ 指定の有効期間は、市の条例による指定の日から起算して5年となります（要綱9①）。指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、事前にその有効期間の更新を受ける必要があります（次の「(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（要綱8②）。



(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

指定の有効期間の更新を受けようとする指定NPO法人は、有効期間の満了の日の9月前から5月前までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申出書を市に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（要綱8②）。

- ① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注）指定の各基準についてはP33～49を、欠格事由についてはP50～51をご覧ください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1）申出書及び添付書類については、様式P55～95をご覧ください。指定の有効期間の更新の申出書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、5年間事務所に備え置く必要があります（要綱11②）。

（注2）指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（要綱2④）。

（注3）上記①、②に係る書類については、既に市長に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（要綱8③ただし書）。

- ③ 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（要綱8①）。

(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

指定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を市長に提出しなければなりません(要項12)。
提出する書類等の詳細は、P97～P98「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」をご覧ください。

《参考》

1 指定等の通知

市長は、NPO法人からの申出について、指定又は指定の有効期間の更新が条例で可決されたときはその旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定又は指定の有効期間の更新手続を行わないことを決定したときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります(要綱7)。

2 指定の公示

市長は、指定NPO法人の指定又は指定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされています(要綱7②)。

(公示事項)

- ① 指定NPO法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ その他の事務所の所在地
- ⑤ 指定の効力を生じた年月日
- ⑥ その現に行っている事業の概要
- ⑦ 個人市民税の税額控除の対象となる期間

3 協力依頼

市長は、要綱の施行のために必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています(要綱19)。これにより、市長が指定申出中のNPO法人に対し、申出書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参考 1（実績判定期間）

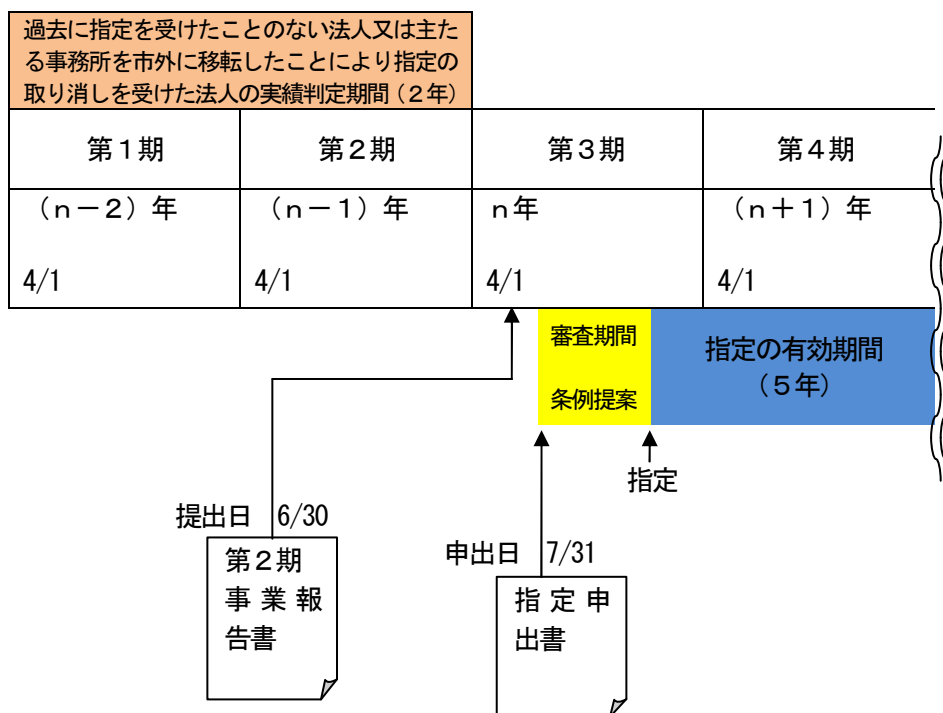
実績判定期間とは、指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人又は主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（要綱2④）。

【具体例 1】

～過去に指定を受けたことのない法人又は主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人の申出の場合～

- ・事業年度 (n-2) 年 4月1日～(n-1) 年 3月31 日
- ・事業報告書等の所轄庁への提出日 n 年 6月 30 日
- ・申出書を提出した日 n 年 7月 31 日
- ・実績判定期間 (n-2) 年 4月1日（第1期）～n 年 3月31 日（第2期）

過去に指定を受けたことのない法人又は主たる事務所を市外に移転したことにより指定の取り消しを受けた法人が申出を行う場合の実績判定期間は、(n-2) 年 4月1日（第1期）から n 年 3月31 日（第2期）までの2年間 となり、実績判定期間で算定する指定基準については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例 2】

～指定の有効期間の更新の場合～

- ・事業年度 : (n-2) 年 4月1日～(n-1) 年 3月31 日
- ・事業報告書等の所轄庁への提出日 (n-1) 年 6月 30 日
- ・初回の指定申出書の提出日 n 年 8月 16 日
- ・指定日 : n 年 12月 20 日
- ・指定の有効期間 n 年 1月1日～(n+5) 年 12月31 日
- ・更新申出期間 (n+5) 年 4月1日～(n+5) 年 7月31 日
- ・更新の申出書の提出日 (n+5) 年 7月 1 日

参 考 2 （指定を受けるための申出書及び添付書類）

1 指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類				
1 指定申出書（第1号様式）				
2 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（注）				
3 基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類				
公益性要件	支援参加基準関係 ① ～ ⑤のいずれか1つの基準を選択してください。			
	① 相対値基準適用法人	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）		
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）		
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）		
		② 絶対値基準適用法人		
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	③ボランティア従事者要件		
		指定基準等チェック表（第2表1 ボランティア従事者の参加）		
	④催物の開催要件	指定基準等チェック表（第2表2 催物の開催）		
		⑤北海道条例個別指定法人		
	指定基準等チェック表（第2表3 道条例個別指定法人用）	協働事業基準関係		
		指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）		
	基本的要件	指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）		
		指定基準等チェック表（第5表 運営組織及び経理が適切）		
		役員の状況（第5表付表1）	帳簿組織の状況（第5表付表2）	
			指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適正）	
		役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）	
			指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）	
指定基準等チェック表（第8、9、10表 事業報告書の提出等）				
欠格事由チェック表				
4 寄附金予定事業一覧（第2号様式）				

（注意事項）支援参加基準の③から⑤までの要件で申請する法人については、寄附金名簿の添付は必要ありません。

2 指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類			
1 指定更新申出書（別記第3号様式）			
2 基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
公益 性 要 件	支援参加基準関係 ① ～ ⑤のいずれか1つの基準を選択してください。		
	① 相対値基準適用法人	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
		② 絶対値基準適用法人	
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	③ボランティア従事者要件	
		指定基準等チェック表（第2表1 ボランティア従事者の参加）	
	④催物の開催要件	指定基準等チェック表（第2表2 催物の開催）	
		⑤北海道条例個別指定法人	
	指定基準等チェック表（第2表3 道条例個別指定法人用）	協働事業基準関係	
		指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）	
	基本 的 要 件	指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）	
		指定基準等チェック表（第5表 運営組織及び経理が適切）	
		役員の状況（第5表付表1）	帳簿組織の状況（第5表付表2）
		役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）
		指定基準等チェック表（第8、9、10表 事業報告書の提出等）	
		欠格事由チェック表	
		3 寄附金予定事業一覧（第2号様式）	

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（要綱9③）。
- 2 「指定基準等チェック表（第5表）口」欄及び「指定基準等チェック表（第8表）並びに（第10表）」欄の記載は必要ありません。
- 3 「2 基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」、「3 寄附金予定事業一覧」の書類のうち、新規申出時と内容に変更がない書類については、改めて提出する必要はありません。

（参 考）

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）上記書類については、法第29条の規定に基づき所轄庁（権限移譲市町村長）に提出していることが指定要件の一つとなっています。（要綱4（8））

2 指定基準の概要

(1) 指定の基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次の1及び2の要件に掲げる基準に適合する必要があります（要綱4）。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP37以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
1 公益性要件 ①支援参加基準	市民からの支援、市民の参加を受けているかどうかを判断するための基準として、次の5つの基準のいずれかに適合すること。 (1) 相対値基準 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{20}$ （注） 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、38～41 頁を参照してください。 ※ 上記の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を分母・分子に算入することができます。その詳細については、P38 を参照してください。 (2) 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均25人以上であること。 （注1） 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 （注2） 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 （注3） 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (3) 催物開催に関する基準 市民を対象としたその事業活動に係る催物を各事業年度において、2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が 50 人以上であること。 (4) ボランティア従事者に関する基準 事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が各事業年度において 50 人以上であること（実従事者数 10 人以上）。 (5) 北海道条例個別指定法人 北海道が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（市長が適当と認めるものに限りです。）については、公益性要件を満たしているものとして取り扱います。
②協働事業基準	その活動が地域と一体となって実施されているかどうかを判断するための基準として、次の基準に適合すること。 行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上

2 基 本 的 要 件	(1) 活動地域	市内に主たる事務所を有すること。		
	(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が100分の 50 未満であること。 ① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象である活動 ② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ③ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ④ 特定の者の意に反した活動		
	(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 ①運営組織が次のいずれにも該当すること。 ア 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 ≤ 1 3 イ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 ≤ 1 3 ② 各社員の表決権が平等であること。 ③ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ④ 不適正な経理を行っていないこと。 ⑤ 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所に1名以上配置していること。		
	(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 ① 次に掲げる活動を行っていないこと。 ア 宗教活動 イ 政治活動 ウ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記①の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ③ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 ÷ 総事業費 ≥ 80% ④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 ÷ 受入寄附金総額 ≥ 70%		

(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ② 各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類 ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

指定NPO法人の上記基準のうち、1の(1)～(4)、2の(3)～(7)の基準については、実績判定期間において適合する必要がある、特に、2の(3)、(4)の①と②、(5)～(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく 指定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については2の(5)②～④の基準を除きます。）（要綱4（11））。

指定を受けた後に(3)、(4)の①と②、(7)の基準に適合しなくなった場合には、市長は改善のために必要な措置を求めます（要綱17（1））。

(2) 欠格事由の概要

指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません（要綱6）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP50～51をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる	NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 (1) 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの (3) 法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの
2 指定取消の日から5年を経過していない	指定の取消し（市内に主たる事務所がなくなったことによるものを除く。）を受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
3 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
4 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
6 次のいずれかに該当する	NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 (1) 暴力団 (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の(1)～(8)の指定基準に適合する必要があります(要綱4)。

(1) 公益性要件に関する基準

公益性要件に関する基準の判定に当たっては、次の①～⑤のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が 20 分の 1 以上であること。(P38-40 参照)

(算 式)

実績判定期間における

寄附金等収入金額

1

≥

経常収入金額

20

② 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 25 人以上であること (P41 参照)。

(注1) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

(算 式)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額

の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数 × 12

≥ 25 人

実績判定期間の月数

① 相対値基準

実績判定期間における 寄附金等収入金額	$\geq$	$\frac{1}{20}$
経常収入金額		
(経常収入金額とは?)		
総 収 入 金 額	−	ア の金額
(寄附金収入金額とは?)		
受け入れ寄附金総額	−	イ の金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額（注1）から「アの金額」を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額から「イの金額」を控除した金額）の占める割合が20分の1以上であること（要綱4(2)ア）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

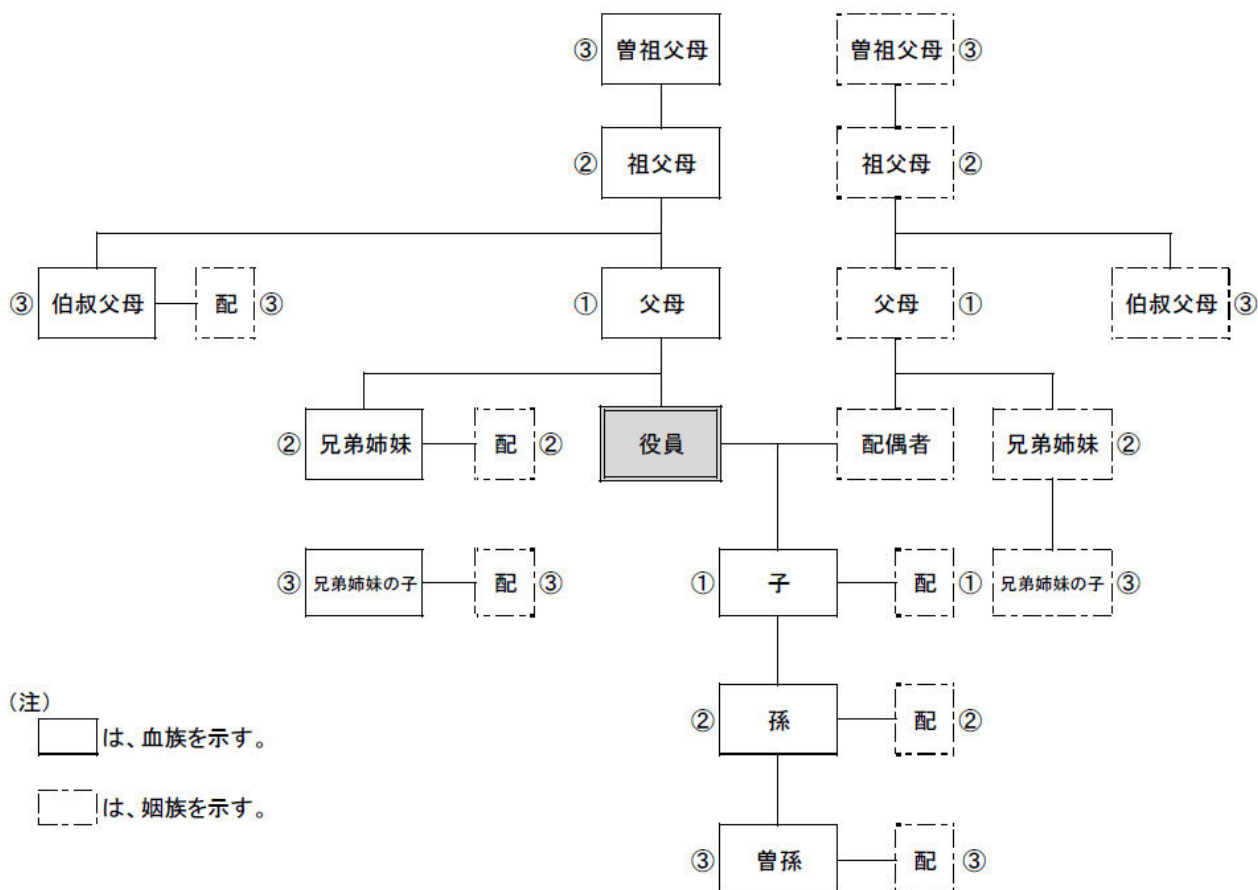
「ア の金額」 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（要綱4(2)ア(ア)）

- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係



(注) は、血族を示す。

 は、姻族を示す。

イ の金額 ⇒受け入れた寄附金の額の総額（要綱4(2)ア(イ)）

- ①のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000 円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）。上記「特殊の関係」については、**ア の金額**（注1）をご覧ください。

（注4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100 分の10 を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100 分の50 を超える部分の金額となります。

（注5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000 円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します。

② 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \times 12}{\text{3,000 円以上の寄附者の合計人数}} \geq 25 \text{ 人}$$

実績判定期間の月数

- (注) 1 寄附者の氏名及びその住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 25 人以上であること(要綱 4 (2) イ)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数が 25 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

③ 催物開催に関する基準

各事業年度において、市民を対象とした催物を年 2 回以上、かつ、参加者の延べ人数が 50 人以上

(解説)

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、市民を対象とした催物※の開催回数、当該催物への一般参加者数について基準を設定します。

基準とする催物の開催回数及び一般参加者数については、法人に求める目標として各事業年度において、催物を 2 回以上開催しており、かつ、各事業年度の一般参加者数の総数が 50 人以上いることを基準として設定しています。

※催物…セミナー、イベント、講習会等 一般参加者…法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者

④ ボランティア従事者に関する基準

事業活動へのボランティア従事者が各事業年度 50 人以上（実従事者 10 人以上）

（解説）

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、法人が実施する特定非営利活動※へのボランティアの参加人数について基準を設定しています。

基準とするボランティアの参加者数については、市が法人に求める努力目標として、各事業年度において 50 人以上の参加者（法人の役員、職員を除く。）がいることとしています。なお、地域への広がりをもった活動を行っていることについても努力目標とするため、10 人以上の実参加者数を求めることとしています。

※対象とする特定非営利活動…法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除く。

⑤ 北海道条例個別指定法人

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において、道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

（解説）

北海道条例指定法人とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、北海道の制定する寄附金を定める条例により定められている法人であり、市長が適当と認めた法人については、公益性要件を満たすものとして認めるものです（要綱4(2)オ、地方税法37の2）。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 協働事業基準

市内において、事業活動を行政機関、企業、団体等と協働実績が各事業年度 1 回以上

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、地域の課題の解決に向けた活動を地域と一体となって実施していることを確認するための要件として、各事業年度において、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業※を 1 回以上実施していることを基準として設定しています。

※対象とする協働事業…それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取組であり、協定書、会議録等書面による確認が可能な事業

(3) 基本的要件

① 活動の対象に関する基準

実績判定期間における	
ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動	} の事業活動に占める割合 < 50%
イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動	
ウ 特定の著作物又は特定の者に関する活動	
エ 特定の者の意に反した活動	

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（要綱4(4)）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにア～エに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます。

ア 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

【注】会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます。

- ・当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ・当該申請に係るNPO法人の役員

イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動ただし会員等を対象とする活動で次に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。

・そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額以下のものを会員等から得て行うもの

・そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

・法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

② 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

ア 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

エ 不適正な経理を行っていないこと

オ 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所において1名以上配置していること

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（要綱4(5)）。

ア 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- (ア) 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- (イ) 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2）「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は

総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます。

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第 53 条から第 59 条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと。

オ 法人が地域からの信頼を受け、その活動を継続的に実施していくことができる体制を構築するため、安定した事務局体制を構築していること。

(注1) 安定した事務局体制とは、法人の通常の活動時間について、交代等による配置も含め、主たる事務所に 1 名以上の職員を配置している場合

なお、主たる事務所以外の場所での事業活動のため、事務所に職員が不在になる際に、一般市民等からの主たる事務所への連絡等に対し、速やかに対応出来る体制を整えている場合も含まれます。

③ 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること。

ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ウ 実績判定期間における

$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}}$	$\geq 80\%$
--	-------------

エ 実績判定期間における

$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}}$	$\geq 70\%$
--	-------------

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（要綱4(6)）。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます。

a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

d 営利を目的とした事業を行う者、アの(ア)から(ウ)に掲げる活動を行う者又はアの(ウ)の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、市長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には事業費の合計額から控除します。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します

④ 情報公開に関する基準

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、これをその市内の事務所において閲覧させること。

- ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- イ 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- エ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項を記載した書類
- オ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

(解説)

ア～オの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（要綱4(7)）。

- ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等（要綱4(7)ア）
- イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（指定申出時の書類）（要綱3②(2)）
- ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（指定申出時の書類）（要綱3②(3)）
- エ (ア) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（要綱11②(2)）
(イ) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項（要綱11②(3)）
（注）以下のものをいいます。
 - ・ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ・ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引（要綱11②(4)）
 - ・ 役員等との取引（要綱11②(5)）(エ) 寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日（要綱11②(6)）
(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項（要綱11②(7)）
(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日（要綱11②(8)）
(キ) 「②運営組織及び経理に関する基準」(P44)のア、ウ～オ、「③事業活動に関する基準」(P46)のア及びイ、「④情報公開に関する基準」(P48)、「⑥不正行為等に関する基準」(P49)に適合している旨並びに「4欠格事由」(P50)のいずれにも該当していない旨を説明する書類。（要綱11②(9)）
- オ (ア) 助成の実績金額及び使途並びにその予定日を記載した書類（要綱11③）。
(イ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日（要綱11④）

⑤ 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法 第 29 条の規定により提出していること（要綱 4 (8)）。

⑥ 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（要綱 4 (9)）。

⑦ 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（要綱 4 (10)）。

4 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

(1) 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

(2) 指定の取消の日から5年を経過しない

(3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

(4) 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

(6) 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません(要綱6)。

(1) NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 指定NPO法人が次の事由により指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの
 - ・ この欠格事由に該当したこと
 - ・ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき
 - ・ 法人から指定の取消しの申出があったとき
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ③ NPO法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ④ 暴力団の構成員等(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

- (2) 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。
- (3) NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」が、指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに道知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、道知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。
- (6) 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料（例）

指定基準の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

	確認させていただく書類の事例	(参 考) 確認する主な指定要件（基 準）
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	基本的要件（不正行為等に関する基準）
		公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容、出席者名簿等）、支出先など)	基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		公益性要件（支援参加基準）
7	絶対値基準（寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均50人以上）の算出方法がわかる資料	公益性要件（支援参加基準）
8	道条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	公益性要件（支援参加基準）
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	公益性要件（支援参加基準）
10	閲覧に関する細則（社内規則）	基本的要件（情報公開に関する基準）
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

5 指定NPO法人に関する優遇措置

指定NPO法人に関する優遇措置としては、税制上の措置とNPO法上の優遇措置は、次のとおりです。

① 個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置

<個人市民税の寄附金税額控除>

個人から指定NPO法人に対する寄附金は、個人市民税の控除を受けることができます（地方税法第314条の7）。



《算 式》

$(\text{寄附金 (注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 6\% = \text{税額控除額}$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

【寄附金税額控除に関する申告】

個人市民税の寄附金控除を受けようとする場合には、市への申告が必要となります。

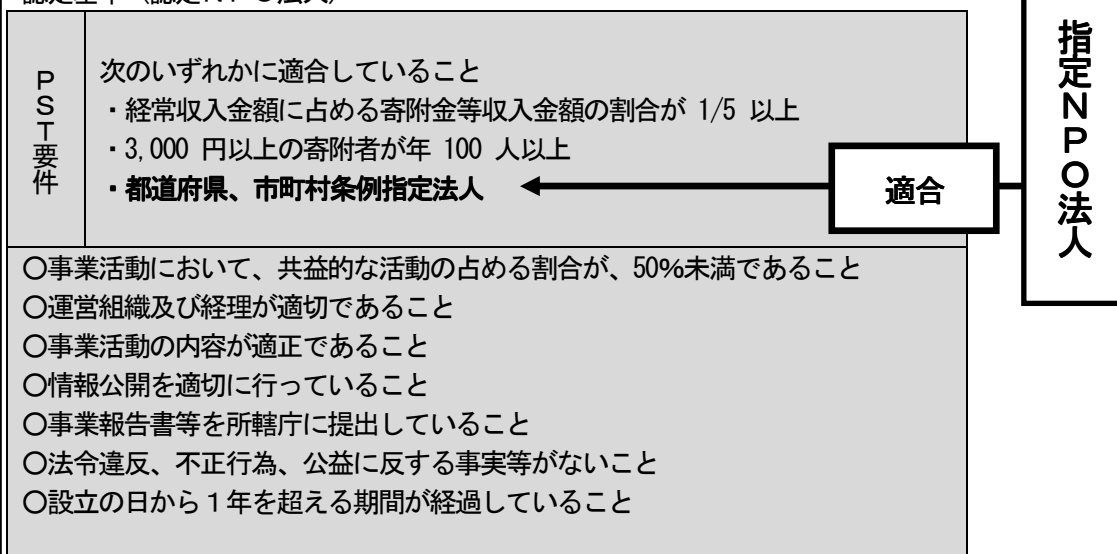
※具体的な申告方法等については、税務課の担当窓口にお問い合わせ願います。

② 認定NPO法人の一部の要件に適合

＜認定NPO法人のPST要件を充足＞

指定NPO法人に指定された法人については、認定NPO法人の認定基準のうちのPST要件を満たすこととなります。（法 45①一ハ）

認定基準（認定NPO法人）



※認定NPO法人に認定されるためには、改めて所轄庁に申請する必要があります。

参考（認定NPO法人の税制上の措置等）

《寄附者に対する税制上の措置》

○個人が寄付した場合

- ・ 所得税の寄附金控除（所得控除）又は税額控除（40%）
- ・ 個人住民税の税額控除（都道府県税 4%、市町村税 6%）

○法人が寄附した場合

- ・ 損金算入限度額の拡大

○相続人等が相続財産等を寄附した場合

- ・ 寄附した財産の価額について、相続又は遺贈にかかる相続税の課税対象外

《当該認定NPO法人に係る措置》

○みなし寄附金制度の適用

- ・ 法人の収益事業に属する資産のうちから、法人の収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が可能